

静岡県告示第28号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮由比線	富士宮市大宮町235番の68から 富士宮市大宮町236番の52まで	平成30年1月12日

=====

静岡県告示第29号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市大宮町235番の68から 富士宮市大宮町235番の67まで	平成30年1月12日

=====

静岡県告示第30号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年1月12日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

大須賀掛川停車場線

掛川市横須賀字笠ヶ谷2908番の3から
掛川市入山瀬字西大谷2332番の7まで

平成30年1月12日